

令和 7 年度

香川県森林審議会議事録

令和 7 年 12 月

香川県森林審議会

令和7年度 香川県森林審議会議事録

1 開催日時 令和7年12月12日（金） 14時00分～16時00分

2 開催場所 香川県庁 本館12階 大会議室

3 出席者等

(1) 出席委員

一 色 玲 子	伊 藤 文 紀	大 森 沙 緒 里
勝 浦 敬 子	栗 田 隆 義	土 手 美 恵
名 本 亮 介	東 川 政 富	樋 口 哲 也
増 田 拓 朗	真 鍋 有 紀 子	道 久 工
宮 本 欣 貞		

14名中13名出席（五十音順）

(2) 欠席委員

久 保 月

(3) 事務局

環境森林部	部 長	秋 山 浩 章
環境森林部	次 長	石 井 一 暉
森林・林業政策課	課 長	松 尾 直 瞳
森林・林業政策課	副課長	大 野 り さ
森林・林業政策課	課長補佐	福 田 裕 之
森林・林業政策課	課長補佐	鴨 川 美 和 子
森林・林業政策課	課長補佐	富 家 有 希
森林・林業政策課	主席指導員	戸 田 直 人
森林・林業政策課	技 師	穴 田 真 吾
森林・林業政策課	主 事	滝 上 春 香
みどり保全課	課 長	井 上 嘉 久
みどり保全課	課長補佐	久 山 保 刚
東部林業事務所	所 長	渡 部 剛
西部林業事務所	所 長	鷺 岡 義 晴
小豆総合事務所 (環境森林課)	課 長	稻 田 好 孝
森林センター	所 長	河 野 司

4 議事録署名委員指名

審議会運営要綱第5の規定に基づき、東川議長が一色委員と土手委員を指名した。

5 会議に付した議案及び報告案件

(1) 第1号議案 香川地域森林計画の樹立について

(2) 報告案件

・林地開発許可状況について

6 会議に付した議案の審議結果

(1) 第1号議案 香川地域森林計画の樹立について

香川地域森林計画書（樹立）案は、原案のとおり議決された。

7 議事の経過

別紙のとおり

司会 (大野副課長)	<p>定刻が参りましたので、ただいまから、香川県森林審議会を開催いたします。</p> <p>本審議会の公開非公開については、森林審議会公開要領の第2に「審議会は原則公開とする。」と規定されておりますので、この会議は公開とさせていただきます。なお、本日の審議会の開催を一般に周知いたしましたところ、傍聴希望者はおられないことをご報告申し上げます。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、秋山環境森林部長より御挨拶申し上げます。</p> <p>県の環境森林部長の秋山でございます。</p> <p>開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>委員の皆様方には、年末の何かとお忙しいところ、本審議会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>また、平素より、本県の森林・林業行政はもとより、県政各般にあたりまして、特別のご理解、ご協力を賜っており、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>さて、ご承知の通り、森林は山地災害の防止や水源の涵養、二酸化炭素の吸収源といった多様な公益的機能を有しております、私たちの日々の生活に欠かすことができない重要な役割を担っております。</p> <p>森林の公益的な機能を十分に発揮していくには、森林資源の循環利用を通じた、森林の適正な整備が必要でございます。</p> <p>本県におきましては、ヒノキを中心とする人工林が現在利用期を迎えております。このため、県では今年度から、「かがわヒノキ振興プロジェクト」といたしまして、ヒノキ等の県産材の利用促進を中心として、川上から川中、川下まで一貫した支援を行うこととしており、航空レーザ計測データを活用した森林資源情報の解析や、県産木材を取り扱う木材加工施設の整備の支援、県産木材の認知度向上に向けました建築コンクールの開催など、多様な施策を行ってきているところでございます。</p> <p>本日、御審議をお願いいたします「香川地域森林計画」は、国の全国森林計画に即し、本県の森林に関する施策の方向性や、地域特性に応じた整備・保全の目標等を明らかにするとともに、市町の計画策定の指針となる計画でございます。</p> <p>現在の計画は、令和2年12月に樹立をしておりまして、令和3年4月を計画の始期とする10カ年の計画ではございますけれども、樹立をしてから5年が経過することから、令和8年4月を計画の始期とする次期計画を樹立したいと考えております。</p> <p>委員の方々におかれましては、それぞれの専門的なお立場から、忌憚のないご意見をお願いいたしますとともに、御審議のほどお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたっての御挨拶といたします。</p> <p>本日はどうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>続きまして、東川会長からご挨拶をいただきたいと存じます。</p>
---------------	---

東川会長	<p>先ほど、秋山部長からの御挨拶の中にもありましたように、近年、森林の持つ多面的な機能、中でも水源涵養、それから地球温暖化防止としての二酸化炭素吸収の機能、これらは、今まさにSDGsの意識の高まりの中で、大いに注目されているところではあります。</p> <p>しかし、林業の実態を見てみると、林業従事者の高齢化とか、担い手の不足、それから山林所有者の林業に対する無関心さ、こういったところが香川に限らず全国的な大きな課題となっています。</p> <p>こうした中で、昨年度から、森林整備に必要な費用を国民一人一人が均等に分担をする仕組みとして、森林環境譲与税の徴収がスタートしております。この財源が有効に活用されて森林整備が進んでいくことを大いに期待しているところではあります。</p> <p>本日は、香川の森林政策の指針となる「香川地域森林計画（案）」が示されておりますが、これに対して審議委員の皆様の活発な御意見を出していただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
司会 (大野副課長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、本日ご出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。ご紹介は、名簿の順にさせていただきます。</p> <p>(出席委員の紹介後、欠席委員を紹介)</p>

東川会長	<p>それでは、私の方で議事を進めさせていただきます。</p> <p>まず、議事に入ります前に、当審議会運営要綱の5に基づき、本日の審議会の議事録に署名をしていただく委員を指名させていただきます。本日は一色委員さんと土手委員さんにお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、香川県知事より質問を受けております議案の「香川地域森林計画の樹立について」審議に入っていきたいと思います。それでは事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>香川県森林・林業政策課の松尾と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>資料につきましては、左右にあるモニター、もしくはお手元の資料を御確認いただければと思います。</p> <p>まず、私の方からは、香川地域森林計画の樹立について御説明をさせていただきます。</p> <p>まず1ページ目「1 計画樹立の趣旨（等）」を御覧ください。</p> <p>森林計画には、森林・林業基本法に基づき、政府が策定する森林・林業基本計画があり、これに即して農林水産大臣が策定する全国森林計画があります。</p> <p>この全国森林計画に即して、国有林については森林管理局長が、地域別の森林計画を樹立し、民有林については都道府県知事が地域森林計画を樹立することとなっております。また、地域森林計画に適合して市町村が市町村森林整備計画を策定することとなっております。</p> <p>地域森林計画は、森林法第5条第1項の規定に基づき、10年を1期とする計画を5年ごとに立てることとなっており、伐採・造林・林道・保安林の整備目標などを定めるとともに、市町村森林整備計画の指針となるものです。</p> <p>現行の香川地域森林計画は、令和2年度に樹立され5年が経過することから、今年度新たに樹立するものです。</p> <p>次期計画の計画期間は令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間となっております。</p> <p>続きまして、「2 計画樹立にあたっての基本的な考え方」をご覧ください。</p> <p>水源の涵養、山地災害防止、木材生産などの森林の持つ多面的な機能への県民の期待に応えていくためには、多様な森林の整備を推進することが重要です。</p> <p>さらに、近年では、地球温暖化の進行が問題となっており、二酸化炭素の吸収源としても森林の役割はますます重要となってきております。</p> <p>また、本県の森林は、昭和40年代から50年代にかけて、松くい虫被害跡地に植栽したヒノキが木造住宅の柱材として利用ができる時期を迎えており、間伐材の搬出などにより木材利用を推進することが必要です。</p> <p>このため、森林資源の有効活用を図りながら、森林の適切な整備及び保</p>
------	--

事務局 (富家課長補佐)	<p>全を進めることにより、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮を目指します。</p> <p>このことから、森林の現況、立地条件などを踏まえつつ、ゾーニング等により重視する森林の機能に応じた森林管理を進めるとともに、森林の保全に必要な施設等の整備をすることを本計画の樹立にあたっての、基本的な考え方としております。</p> <p>続いて「3 計画樹立の手続き」を御覧ください。</p> <p>森林法に基づき行った必要な手続き、その結果について御説明いたします。</p> <p>まず初めに、(1) 計画書(案)の公告・縦覧についてです。</p> <p>森林法第6条第1項の規定に基づき、令和7年10月14日から令和7年11月12日までの約30日間、本計画書(案)を公衆の縦覧に供しましたが、意見の提出はありませんでした。</p> <p>続いて(2) 各市町長・森林管理局長からの意見聴取についてです。</p> <p>縦覧期間が終了したのち、森林法第6条第3項の規定に基づき、県内全市町長及び国有林を管轄する四国森林管理局長に意見照会を行いました。その結果、本計画書案に対しては特に異存がない旨の回答を受けております。</p> <p>こうした手続きを経て、森林審議会への諮問を本日行うに至っております。</p> <p>森林法第6条第3項の規定に基づき、本計画書(案)につきまして、本森林審議会のご審議をいただくものでございます。</p> <p>なお、本計画書(案)の具体的な内容につきましては、この後、担当からご説明をいたします。</p> <p>森林・林業政策課の富家と申します。</p> <p>私の方から、計画の概要につきましてご説明させていただきます。</p> <p>お手元資料1の「4 計画の概要」に沿って進めさせていただきます。</p> <p>計画事項のうち、現行の計画との変更点について中心に御説明させていただきたいと思います。</p> <p>主な変更点としましては、計画対象の森林区域面積、立木の伐採計画量、間伐面積、造林の計画量、林道の計画量、保安林・保安施設に関する事項となります。</p> <p>まず1点目、地域森林計画対象民有林面積につきまして、資料1の4の(1)「計画区域面積」を御覧ください。</p> <p>本年度、三豊森林調査区を中心に森林簿の見直しを実施しており、森林現況調査の結果や、林地開発等の完了による森林以外の転用、地籍調査の結果などを反映させて、地域森林計画対象民有林面積の修正を行った結果、</p>
-----------------	--

現行計画 79,394 ヘクタールであった森林面積を 79,421 ヘクタールとし、27 ヘクタール増加しております。

市町ごとの面積及びその増減につきましては、資料の下の表にまとめております。

2 点目は「立木の伐採計画量」についてです。資料の 4 ページ目をご覧ください。

(2) 立木の伐採計画量について、伐採立木材積は森林の公益的機能の持続的な発揮と森林生産力の維持増進に配慮するとともに、国が策定している全国森林計画に即して計画することとなっております。

主伐材積につきましては、針葉樹が現行計画から 1 万立方メートル増の 12 万立方メートル、広葉樹は現行計画と同程度の推移を見込んでおり、3 万立方メートルとしております。

間伐材積につきましては、現行計画と同程度の推移を見込んでおり、針葉樹について 12 万立方メートルとしております。

3 点目は、「間伐面積」についてです。(3) の間伐面積の欄をご覧ください。

間伐面積に関しましては、造林の事業計画等と整合をとり、10 年間に県内の民有林において促進すべき間伐の目標面積を 3,000 ヘクタールとしております。

続きまして、「造林の計画量」についてです。(4) の造林計画量の表をご覧ください。

造林面積につきましては、国が策定している全国森林計画に即するとともに、本県の伐採跡地、未立木地、その他造林すべき状態にある土地、過去の造林傾向等を勘案して計画しております。

本県では、民有人工林の 6 割を占めるヒノキ林が利用期を迎えており、今後、主伐再造林に伴う人工造林の増加が見込まれることから、次期計画の人工造林面積は、現行計画より 180 ヘクタール多い 10 年間で 1,330 ヘクタールとしております。

天然更新面積につきましては、現行計画と同程度の数量を見込んでおり、110 ヘクタールとしております。

5 点目は、林道の計画量についてです。資料 1 の 5 ページ「林道の計画量」をご覧ください。

多様な公益的機能を有する森林の整備や木材生産の効率化などを図るため、林道の開設については森林資源の現況を、改良・舗装については林道の通行の安全確保や利便性の向上を勘案して計画しております。

開設の計画量につきましては、過去の実績や今後の予定を踏まえ、10 年間の計画を見直し、現行計画より 1.0 km 減の 28.6 km としております。

改良箇所数は過去の実績や今後の予定を踏まえて、現行計画より 10 ヶ所少ない 101 ヶ所としております。

舗装延長につきましても、過去の実績、今後の予定を踏まえ、現行計画より 4.7 km 減の 20.5 km としております。

続きまして、6 点目は、保安林・保安施設に関する事項です。(6) の表をご覧ください。

保安林につきましては、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林の指定に重点を置いて、保安林の整備を計画的に推進するとともに、必要に応じて間伐率等の指定施業要件を見直し、その保全を図ることとしております。

治山事業につきましては、災害に強い森づくりや、水源地域の機能強化を図るため、荒廃地や機能の低下した保安林を対象として、渓間工、山腹工等の治山施設の整備や植栽、本数調整伐等の森林の整備を組み合わせて計画しています。

(6) の表の上から 2 つ目の「保安林指定面積」につきましては、今後の指定予定等を勘案し、次期計画では現行計画より 60 ヘクタール増の 330 ヘクタールとしております。

表の上から 1 つ目の「保安林の計画期末面積」につきましては、令和 7 年度末の保安林面積の見込量に、今後 10 年間の指定面積 330 ヘクタールを加えることで、次期計画の期末面積の計画量を 19,800 ヘクタールとしております。

次に表の上から 3 つ目、「指定施業要件整備面積」につきまして、保安林はその指定の際に、伐採の方法や植栽樹種などの施業要件を定めております。これを指定施業要件と呼んでおります。

指定施業要件の整備とは、択伐率を 30% から 40% に、間伐率を 20% から 35% に、植栽樹種を増やし、多様な種類に変更することによって施業要件の緩和を図り、保安林の整備を推進することを目的として行うものであります。

保安林の指定施業要件の整備面積につきましては、これまで整備済みの面積を考慮し、新たな計画では、延べ面積で択伐率を 630 ヘクタール、間伐率を 3,600 ヘクタール、植栽樹種を 440 ヘクタール、それぞれ変更することとしており、合計で 4,670 ヘクタールの指定施業要件整備を計画しております。

続きましてその下の欄、「保安施設地区指定面積」及び「治山事業施行地区数」についてです。

保安施設地区は、治山ダムなどの保安施設を保全する目的で指定するものであります。

保安施設地区指定面積、治山事業施行地区数とともに、次期計画では、現行計画と同程度の数量を見込んでおり、今後 10 年間で、保安施設地区指定面積は 18 ヘクタール、治山事業施行地区数は 180 地区を計画量としております。

以上が香川地域森林計画について、現行計画との主な変更内容です。

	<p>その他の次期計画と現行計画の変更点につきましては、資料2の「香川地域森林計画書 新旧対照表」でご確認ください。</p> <p>以上のような内容で、別冊の「香川地域森林計画書（案）」を作成し、本審議会に提案させていただいております。</p> <p>なお、資料3及び資料4につきましては、本審議会の開催の都度配布させていただいている参考資料でございますので、説明は省略させていただきます。</p> <p>以上をもちまして、香川地域森林計画の樹立についての説明を終わります。</p>
東川会長	<p>ただ今、事務局から説明がありました内容について、御意見、御質問がありましたら、御発言いただきたいと思います。</p>
伊藤委員	<p>（6）の保安林の説明のところで、「機能が低下した森林」という説明がありましたら、その「機能が低下した」というのは、どういう基準でお話されているのでしょうか。</p>
事務局 (富家課長補佐)	<p>手入れ不足であって、例えば下層の植生がないとか、土が流れてきてしまっていて、渓流の荒廃が見られるような、そういう森林を想定しております。</p>
伊藤委員	<p>放置しておくと、機能が低下するというわけではないですね？</p>
事務局 (富家課長補佐)	<p>荒廃の傾向や兆候が見られたところを中心に実施しておりますが、予防的な観点から、このまま放置しておくとあまり良い状態にならないというものについても、予防治山事業という形で実施しております。</p>
伊藤委員	<p>ありがとうございます。</p>
東川会長	<p>他に御意見、御質問等はございませんでしょうか。</p>
増田委員	<p>計画書をちゃんと読んでいないのですが、数字だけで見ると、人工造林が計画量 575 ヘクタールに対して 193 ヘクタールで、34%に留まっていて、天然更新は 55 ヘクタールに対して 70 ヘクタールで 127% で計画以上実行されていると、淡々と書いているのですが、人工造林は 300～400 近くマイナスで、天然更新は 15 ヘクタールプラスということですね。</p> <p>これまでの実績を踏まえて、次の計画立案をしたとおっしゃっていますが、さっき説明があった通り、次期計画量は 1,300 ヘクタールですから 5 年間で 650 ヘクタールということで、今回よりもさらに増やしている計画をとっています。</p> <p>まず過去 5 年間でなぜ人工造林の実績がこの数字に留まったのか、それをちゃんと見通した上で 1,300 ヘクタールという次期計画量を作られているのでしょうか。</p>

	<p>今、ヒノキ林の人工林が9齢級、伐採期に来ているというグラフを毎回見させてもらうのですが、確かに50年生、60年生が多い中で、20年生以下見るとものすごく寂しいですよね。これがあと30年、40年経つとなるのかなということを思ってしまうところがあって、是非人工造林を増やして欲しいなと思います。</p> <p>人工造林は全国的に少ないですし、計画通りにやって欲しいのですが、実績が非常に乏しい理由がちゃんとわかっているのか、次期計画が適正な計画といえるのかというところをちょっとご説明いただければと思います。</p>
<p>事務局 (富家課長補佐)</p>	<p>主伐計画に対する実行量、人工造林に対する実行量が非常に低くなっているというところはご指摘の通りかと思います。</p> <p>計画量につきましては、全国森林計画に即しており、計画量に一定の縛りがございます。</p> <p>そのため、少し県の実態とは離れている数字が入ってしまうこともあるのですが、おっしゃる通り、県内のヒノキ林のピークが9齢級、10齢級に近くなっています。こちらの方はいつまでも間伐をし続ける林齢ではないということは認識しております。</p> <p>全国的に主伐が進んでいると思うのですが、やはり香川県においても主伐というところも視野に入れた上で今後は進めていく必要があるかと思っています。</p> <p>その部分で、一番課題となっておりますのが、主伐後の植栽、人工造林というところで、担い手も限られていることから限界というのがございます。</p> <p>実際に主伐をする際には、森林を守っていくために、むやみやたらに切ってしまうのではなくて、計画量は計画量としてこの目標値は設定しつつも、担い手の点からも、再造林が確保できる量で進めていくということを考えながら、事業を実施していきたいと考えております。</p>
<p>増田委員 東川会長</p>	<p>環境審議会の方でも計画の達成度の話が出ているので、計画を立てるときには100%近く達成できるような、あるいはそれを目指してということかなと思うのですが、色々な制約があってそれだけではないようです。それもわかりますが、最初に会長さんからSDGsの話もありましたように、持続可能な林業ができるような形で、10年間で1300、5年間で650とは言いませんが、今回この5年間が575に対して193というのがやはり香川県の実情を踏まえても少ないのかなと思います。</p> <p>確かに、日本の林業はしんどいし、香川県の林業は特にしんどいところがあると思うのですが、なるべく進むようにやっていただければと思います。</p> <p>私の方からも一言、お願いというような形で発言をさせていただけたらと思うのですが、今、増田委員さんのおっしゃった通り、実績より良い計画をというのはよくわかるのですが、先ほどありました再造林につきましても、これは全国的な話になるのですが、主伐で得た収入をもって、再造</p>

	<p>林の費用が賄えないという実態があると思います。</p> <p>ただそういったところで、再造林が少しでも進んでいくような、行政としての支援を是非とも検討して、それが森林整備にも繋がっていくような支援制度を併せてお願いしたいなというところであります。</p> <p>今回の計画とはちょっと外れるかと思いますけども、今後、計画を立てるにあたって、ぜひその辺りをご検討いただければありがたいと思います。</p> <p>他に御意見ございませんでしょうか。</p> <p>特に意見がなければ、香川地域森林計画案につきまして、お諮りしたいと思うのですが、議案の香川地域森林計画の樹立についての案につきまして、案の通り、承認することに異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がないようですので、この議案につきましては、案のとおり承認することとし、その旨、香川県知事に答申いたしたいと思います。</p> <p>地域森林計画に係る今後の手続きについて、事務局から説明してください。</p> <p>事務局 (富家課長補佐)</p> <p>承認いただきました「香川地域森林計画書（案）」につきましては、今後、農林水産大臣への協議を行い、大臣の同意を得て、12月末までに香川地域森林計画を決定し、公表する予定であります。</p> <p>東川会長</p> <p>続きまして、報告案件の「林地開発許可状況について」事務局から説明をお願いします。</p> <p>事務局 (井上課長)</p> <p>みどり保全課井上でございます。</p> <p>林地開発許可の状況について、御説明させていただきます。資料6をご覧ください。</p> <p>森林審議会、森林転用調整部会の運営方針第2の2の（2）の規定により、保安林以外の森林について、開発行為に係る面積が5ヘクタール未満の事案につきましては、「知事が特に必要と認める場合を除き、森林転用調整部会における個別審議を省略する」とされており、また同方針第2の3により、これらの事案につきましては、「当該転用許可等の決定後に開催する会議で報告すること」とされており、当会議においてご報告するものでございます。</p> <p>資料の1の報告事項をご覧ください。今回ご報告させていただきます対象の期間につきましては、昨年の森林審議会において報告した期間の後であります、令和7年1月21日から令和7年11月20日までとしております。</p> <p>(2)をご覧ください。</p> <p>林地開発につきましては、開発をする森林の面積が1ヘクタールを超える</p>
--	---

	<p>る場合（ただし、開発の目的が太陽光発電設備の設置を目的とするものにつきましては 0.5 ヘクタールを超えるもの）の場合に、知事の許可が必要となり、今回の報告期間におきましては、14 件の許可を行っております。表をご覧ください。許可を行った日付の順に、左端の欄に番号を振り、それぞれにつきまして、新規の許可と変更許可の別、申請者、開発森林の場所、開発森林面積、開発目的、許可期間を記載しております。</p> <p>新規の案件は 3 番の「森近泉」の 1 件で、これまで 1 ヘクタール未満で採石事業を行って参りましたが、今回、区域を拡大して林地開発許可の対象となったものであります。</p> <p>残る 13 件につきましては、すでに許可を終えている開発行為のうち、開発森林面積の 0.3 ヘクタール以上の増加、開発行為期間の延長など、変更の内容が重要とみなされる案件につきまして、変更の許可を行ったものであります。</p> <p>今回報告する変更許可につきましては、主に開発期間の延長を変更理由としたものですが、それぞれ防災施設計画の軽微な変更等も含んでおりますことから、内容の審査を適切に行い、許可を行っております。</p> <p>次のページには、これら 14 ヶ所の林地開発許可の位置を表示しておりますのでご参考ください。</p> <p>今後も引き続き、林地開発の許可について、適正な執行に努めていきたいと考えております。</p> <p>以上で御報告を終わらせていただきます。</p>
東川会長	ただいま事務局から説明がありましたが、御質問がありましたら、御発言をお願いできればと思います。
勝浦委員	この中で、開発目的というのがありますが、その中で産業廃棄物処理施設用地になっているところが 2 ヶ所あります。この産業廃棄物の中身はきっちりと把握されているのでしょうか。
事務局 (久山課長補佐)	この中で産業廃棄物処分場となってございますものが、2 番と 5 番です。2 番につきましては、産業廃棄物と一般廃棄物、それぞれ処分をしてございます。5 番でございますが、こちらの方は、産業廃棄物処理施設ということで中間処理のプラントを設置しておるものでございます。
事務局 (井上課長)	それぞれ廃棄物処分の方の許可の方も別途取るという作業をされております。
勝浦委員	きっちりと現場を視察や確認・管理しているということでしょうか。
事務局 (井上課長)	それぞれの所管の法令で確認しておりますし、林地開発の方も 6 ヶ月に 1 回現地確認ということで調査をしております。

勝浦委員 東川会長 事務局 (井上課長) 東川会長 事務局 (富家課長補佐) 東川会長 事務局 (富家課長補佐) 東川会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>他に御質問、御意見ございますでしょうか。</p> <p>許可の状況は、一覧表に出ておりますけども、申請の状況というのは増えているのでしょうか。過去の資料の記憶がはっきりしてないのですがいかがでしょうか。</p> <p>許可の件数につきまして、総数では、令和2年に県内に67件の許可がありましたのが、令和6年度末に59ヶ所となっておりますので、総数自体は減っているような状況です。</p> <p>他に御意見・御質問はございませんでしょうか。</p> <p>特に御意見・御質問がないようですので、本件は報告の案件ということですので、報告について以上にしたいと思います。</p> <p>続きまして、次第の「3 その他」について、事務局から何かございましたらお願ひいたします。</p> <p>事務局の方からは特にございません。</p> <p>特にないようですので、せっかくの機会でもありますので、委員の皆様、議事以外でも結構ですので、御意見がございましたら御発言をお願いいたします。</p> <p>昨年の森林審議会の際に、林業というのは山の中で行われていて、森林の実態というのは一般にわかりにくいというようなご意見がありまして、林業の森林整備を中心とした現場の方の見学会をしたらどうかというような御意見がありましたら、事務局の方、この件につきまして説明をお願いします。</p> <p>会長から御提案のあった内容につきまして、会長ともご相談させていただいたところです。3月の第2週か第3週あたりで、会長が間伐をされている現場等を見させていただけたということをお伺いいたしましたので、森林の視察というようなことを企画させていただこうかと考えておりますが、それでよろしいでしょうか。</p> <p>私の方としましては、ちょうどこの冬の寒い時期に、森林整備、特に間伐を中心とした伐採を行っております。</p> <p>皆さんに見本となるような、現場というのには少し恥ずかしいのですが、山の中でどういったことが行われているか、植林後そのままにして手入れ</p>
---	--

	<p>をしないとどうなるかというのを皆さんにも見ていただければと思います。</p> <p>参考になるかどうかはともかく、よろしければ、ご案内させていただきます。</p>
事務局 (富家課長補佐)	<p>ありがとうございます。</p> <p>そうしましたら、事務局の方でまた皆様のご意向や日程のご都合をお伺いさせていただきまして、3月の第2週か第3週あたりでそういった視察のツアーを企画させていただきたいと思います。</p> <p>皆様へまた個別でご連絡させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
勝浦委員	<p>今の視察等のお話は、一般の方ではなくて審議会の委員の皆さんにということでしょうか。</p>
事務局 (富家課長補佐)	<p>こちらの審議会の委員の皆様でということでございます。</p>
勝浦委員	<p>ありがとうございます。楽しみにしております。</p> <p>先日、森林ボランティアの会に出席した際に、ボランティアを含めて皆さんのお話を聞いた際に、かがわ里海大学のパンフレットをいただいてきました。</p> <p>里海大学がすごく大々的にやっていらっしゃり、森林ボランティアの方もみどりの学校など一生懸命みんなやっていますが、集まったメンバーを見ると、ほとんど私と同じような年寄りばかりです。</p> <p>私が27年前にこちら来たときに、かがわフォレスターという制度があって、それで皆さんのが集まって、森林の整備のお手伝いをしていたのですが、20年経てばみんな年をとって、若い方が1人か2人しかいらっしゃらなくて、先のことを考えると大変だなと思っています。</p> <p>そこで、かがわ里海大学の中に森林ボランティアも入れてもらえた、すごく良いと思っています。</p> <p>かがわ森林大学みたいな形で合併させていただいて、お互いにボランティアを募って、そして森林をみんなで知っていく。</p> <p>私たちが知るのも大事ですが、一般の方にも知っていただいて、興味を持っていただけるような仕組みを是非作っていただきたいなと思っています。</p> <p>是非一般の方に、森林も頑張っている、それから里海も頑張っていると知っていただければと思います。両方とも地球温暖化にはすごく影響がある訳ですから、そういうことに皆さんのが興味を持てるように、もっともっと発信していく、啓発していただけるような内容にしていただきたいなと思っています。</p>

東川会長	<p>御発言ありがとうございます</p> <p>とにかく子供たちも含めた若い人に対して、啓発をするというのは、今後の森林を守っていくためには非常に重要なことかと思います。</p> <p>県独自でも森林教室とか、そういったことも実施はされているようですが、その点はいかがでしょうか。</p>
事務局 (松尾課長)	<p>先程勝浦委員さんがおっしゃったように、森林のボランティアさんの高齢化が進んでいたり、人が足りていなかったりという話は非常に把握しているところでございます。</p> <p>若い人たちに入っていただき、関心を持っていただけるような、そういった仕組みというのも検討しているところではございますし、SNS等の媒体も使いながら、若い世代をターゲットとした啓発活動を今後やっていきたいなと考えているところでございます。</p>
東川会長	<p>他に御意見ございますでしょうか。</p>
大森委員	<p>昨年から、森林環境譲与税が徴収され始めたと思うのですが、その金額、香川県でどのくらいあるのか、おそらく森林に携わっている方には使われていると思うのですが、一般の方には使われているのでしょうか。</p>
事務局 (富家課長補佐)	<p>森林環境譲与税につきまして、今、手元に資料はないのですが、県全体で県と各市町にお金が入ってきますので、全部合わせて2億3000万円程度でございます。県の方は2300万円ほどになっております。</p> <p>こちらの方につきましては、県や各市町でそれぞれ造林の事業、担い手の確保、林道の整備などに使っております。</p> <p>また県と市町で担い手対策協議会を作りまして、森林環境譲与税を出し合い、森林整備の担い手確保のための様々な事業に使うということもしております。</p>
大森委員	<p>やはり一般にはそういった税金はあまり使われていないということでしょうか。</p> <p>例えば、ボランティアを募って講座を開いた時に助成金が出るとかそういうことはないのでしょうか。</p>
事務局 (富家課長補佐)	<p>今のところ、森林ボランティアの関係の事業にお金を充ててはいないのですが、今後そういったことも検討はできると思います。</p>
大森委員	<p>税金がいつの間にか支払われていて、何に使われているのかはよくわからないということを一般の人から聞きます。</p> <p>私は、かがわ木造塾というのがあって学生の方に森林を体験してもらう講座を開いたりしているので、森林環境譲与税について知っていたのですが、一般の方にはあまり知られていないかと思います。</p> <p>森林環境譲与税について知ればもっと森林にも興味を持つてもらえるか</p>

	<p>なと思うので、そういうのを発表してもいいのかなと思います。</p>
事務局 (富家課長補佐)	<p>森林環境譲与税につきましては、使途を公表することになっておりまして、県のホームページの方でこういった事業に使っているというのは公表させていただいておりますので、また今後いろいろと検討していきたいと思っております。</p>
東川会長	<p>他にございますでしょうか。</p>
真鍋委員	<p>今年、ちょうど先月ですが、C L Tの補助金をいただく時に、再造林の活動をやりますというのを条件にしていて、その時は岡山の木材会社でしたので、岡山で再造林ということで、100本だけ植えました。</p> <p>そこで素朴な疑問なのですが、木材を使ったら、そのお客様と、建設会社等で木材利用推進会議みたいなものを作って、その会議体で物事を進めていくのですが、実際に香川県産材を使って、再造林を香川県でやりたいと言ったときにできるものなのか、あるいは私たち完全な素人が、山の方のご指導を受けながら100本植えたのは再造林としてカウントされるものなのかを教えてください。</p>
事務局 (富家課長補佐)	<p>今、県内で企業様の取り組みで、造林の活動をされているフォレストマッチングというような事業もございます。</p> <p>そういうものだと、企業様に山を何年かかけてお手入れをしていただき、その中で造林をしていただいている事例もございます。</p> <p>また、まだ動き始めてはいないのですが、県内の木材加工施設さんが再造林基金を作り、県産材加工で得た収益を基金に積み立て、再造林に充てるという計画もございます。</p> <p>今後そういう、取り組みが進んでいくよう働きかけをしていきたいと思っております。</p>
真鍋委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>おそらくお客様が一番木材に興味を持つタイミングなので、活動はすごくしやすいと思うのですが、あまりにも小規模になるじゃないですか。</p> <p>一般のお客さんと植えに行っても、ちょっとしか植えられないで、どういう形が一番お互いにとっていいのだろうというのが見えてきたら、建設会社としてもすごく関わりやすいのでまた教えてください。</p> <p>ありがとうございました。</p>
東川会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>他にご意見ございませんでしょうか。</p> <p>特にないようでしたら、本日予定していた議事はすべて終了いたしましたので、進行を司会にお返しいたします。</p>
司会	<p>それでは以上をもちまして、香川県森林審議会を閉会とさせていただき</p>

(大野副課長)	ます。 本日は長時間にわたり御審議いただきまして、まことにありがとうございました。
---------	--